

子育て世代包括支援センターにおける支援プランの作成と事業の評価

母子保健対策と子育て世代包括支援センターに関する研修

関西医科大学看護学部 上野 昌江

本日の内容

- 子育て世代包括支援センター設置の背景
- 子育て世代包括支援センターの理念と設置状況
- 子育て世代包括支援センターの業務
- 支援プランの作成と評価
- 子育て世代包括支援センターの事業評価

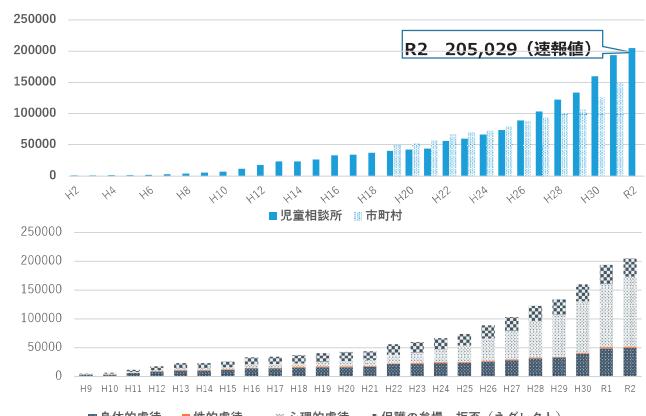
1

2

子育て支援包括支援センター設置の背景

- 児童相談所における虐待相談対応件数の推移
- 子ども虐待における死亡事例の分析
- 児童虐待防止対策の変遷と子育て世代包括支援センターの設置

児童相談所における虐待対応件数の推移

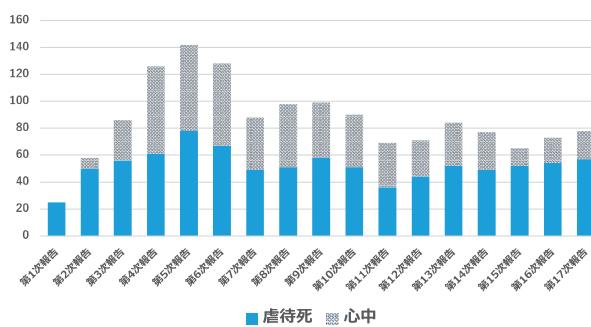


令和2年度20万件、虐待の種類では心理的虐待が半数以上

4

子ども虐待における死亡事例（人数）の推移と分析

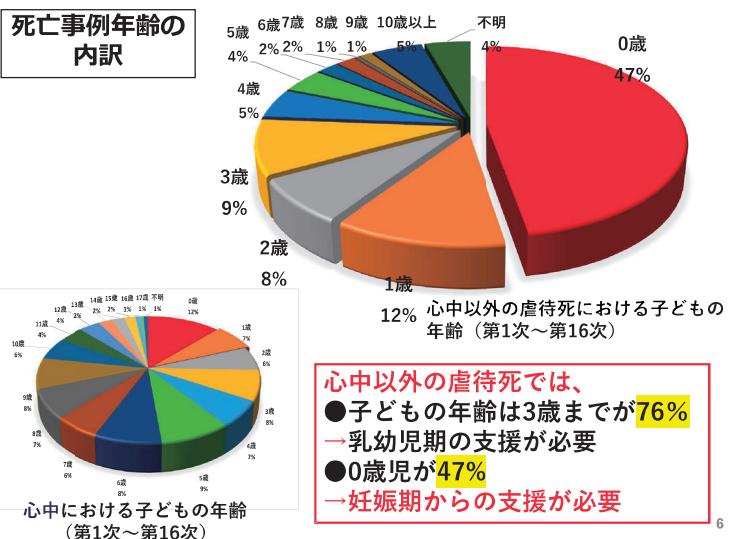
(児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第1次報告から第17次報告)



第1次報告から第17次報告において心中以外の虐待死で890人、心中で567人の子どもたちが亡くなっている：計1,457人

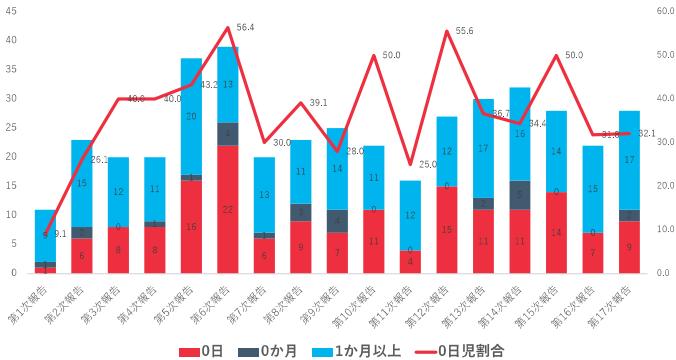
5

死亡事例年齢の内訳



6

第1次から第17次までの0歳児死亡に占める 0日死亡の割合は39.0%



- 0日死亡(生まれた直後の死亡) は0歳児死亡の39.0%
- 0日死亡は心中以外の虐待死全体の18.5%、虐待死全体の11.3%
→妊娠期からの支援が必要

児童福祉法改正（平成28年）における 児童虐待の発生予防

- 子育て世代包括支援センターの法制化：母子保健法改正 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）
- 支援を要する妊産婦等に関する情報提供：児童福祉法
- 母子保健施策を通じた虐待予防：母子保健法

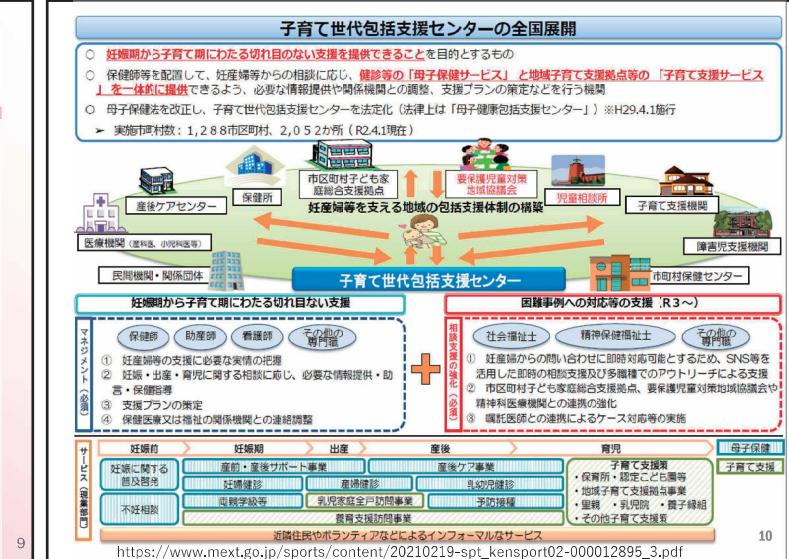
母子保健法改正（公布：平成28年6月3日）

第5条

- 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない

第22条

- 市町村は、必要に応じ、**母子健康包括支援センター**を設置するよう努めなければならない



本日の内容

- 子育て世代包括支援センター設置の背景
- **子育て世代包括支援センターの理念と設置状況**
- 子育て世代包括支援センターの業務
- 支援プランの作成と評価
- 子育て世代包括支援センターの事業評価

子育て世代包括支援センターの理念と業務 (厚労省：子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, 2017)

理念

- センターは、利用者の目線で、支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、**支援者と子育て家族との信頼関係を醸成する**。
- センターによる「包括的な支援」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生活環境の実現・維持を図る

業務

- **すべての妊産婦および乳幼児等の実情を継続的に把握すること**
- **妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと**
- **支援プランを策定すること**
- **保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと**

子育て世代包括支援センターの機能等

- 子育て支援センターは箱物だけを示すものではなく、"システム"
- 自治体内の関係課や関係機関との連携のもと、地域の強みや特性を踏まえた弾力的な対応を
- すべての妊産婦、乳幼児（就学前児童）とその親・保護者を基本とし柔軟に運用
- 予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを行う
- ハイリスクに対しては地区担当保健師と連携
- リスクは変動することから、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の対象とならない親子等についても継続的に関心を向けることが重要

13

子育て世代包括支援センターの設置状況

令和2年4月1日現在 厚生労働省調査

1741市区町村において

平成28年4月1日(法に位置づけなし)	296か所
29年4月1日 法に位置づけ	525か所(前年比1.8倍・0.2%)
30年4月1日	761か所(前年比1.4倍・43.7%)
31年4月1日	983か所(前年比1.3倍・56.5%)
令和2年4月1日	1288か所(前年比1.3倍・74.0%)
指定都市100%、区95.7%、中核市100%、市78.2%、町65.1%、村45.4%	

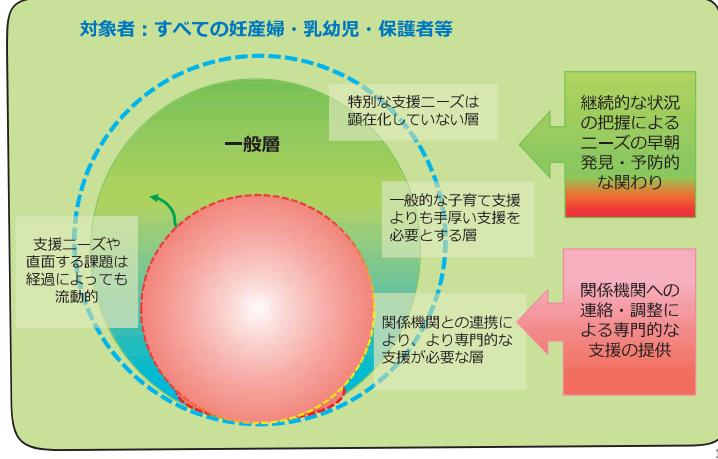
令和2年全国2052か所(1288市区町村)の状況

運営主体:直営	1982か所(96.6%)
実施場所:保健所・市町村保健センター	1096か所(53.4%)
市役所・町役場・村役場	638か所(31.1%)
地域子育て支援拠点	186か所(9.1%)
国庫補助:利用者支援事業(母子保健型*)	1428か所(69.6%)
利用者支援事業(基本型*)	557か所(27.1%)

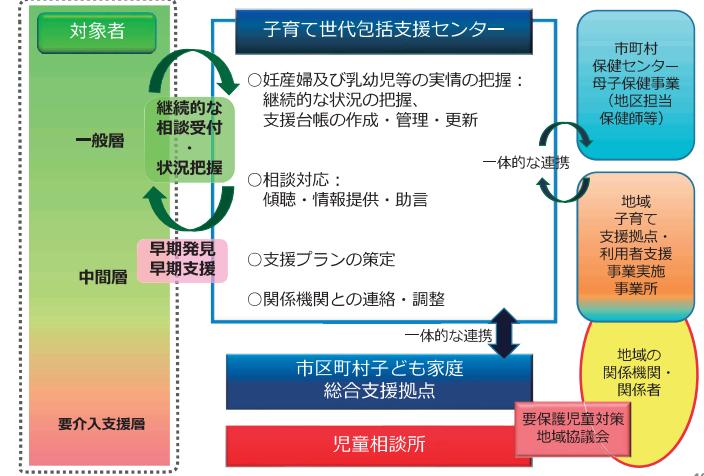
* 母子保健型・利用者支援型・特定型の組み合わせ実施のうちの、母子保健型及び基本型の合計

14

妊娠・出産・子育てにおけるリスクからみた
子育て世代包括支援センターが支援する対象者の範囲
(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, p8, 2017)



子育て世代包括支援センターにおける支援
(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, p9, 2017)



15

対象者の状態別にみた関わりの視点と支援内容
(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, p8, 2017)

	妊産婦・保護者 状態像の例	関わりの視点	支援内容	切れ目 ない支 援が特 に重要
一般層	さまざまな悩みや不安、戸惑いを感じながら育児を行うことができる	育てる力（セルフケア能力）の維持・向上問題の発生予防	母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供、相談対応	
中間層	より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントを必要とする	早期発見・早期対応	母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供・マネジメント・相談（経済的支援）関係機関による密な状況把握	
要介入支援層	虐待対応や予防に向けてより積極的・専門的な支援・介入、見守りを必要とする	子どもの安全確保・治療・再発予防	要対協、子ども家庭総合支援拠点、児相への連絡調整	

17

妊娠期からの継続した支援の難しさ

2019年度、2020年度地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証：周産期からかかわりがあった6事例の分析

	死亡年齢	出生時体重	子どもの 状態	出産時母年齢	保健師のかかわり
A	2Y6M	第1子 2826g	体重増加不良 ネグレクト	母：18歳	妊娠届出時面接→母親教室→新生児訪問 →4か月児健診→1.6児健診
B	2M	第3子双子 2634g	双子 ネグレクト	母：28歳	妊娠届出時面接→出産後面談→新生児訪問
C	3M	第1子 記載なし	身体への痣 乳児搖さぶられ	母：24歳 父：25歳	出産後電話連絡
D	7M	第1子 3620g	1か月頭部外傷 搖さぶられ再発	母：18歳 父：24歳	妊娠届出時面接→新生児訪問
E	1M	第1子 2815g	頭皮下くも膜下 出血	母：24歳	妊娠届出時面接
F	4M	第1子 2390g	低出生体重児 心臓破裂	母：22歳 父：40代	出産後実家訪問→自宅訪問

子どもの虹情報研修センター : <http://www.crc-japan.net/contents/verification/>

18

死亡事例検証等から子育て世代包括支援センターに期待される内容

- 繼続したかかわりが非常に難しい事例が多い→なぜ継続した関わりが難しいのか、なぜ援助を受けないのか→事例を分析し個々の状況に合わせた支援が必要
- 家族アセスメントをどのようにしていったらいいのだろうか→支援を必要とする妊婦・親、家族を見極める→支援プランの作成
- 周産期における医療機関と保健機関の連携をどのように進めていったらいいのか→親・子ども・家族にとって一貫した支援とは・・→連携のあり方

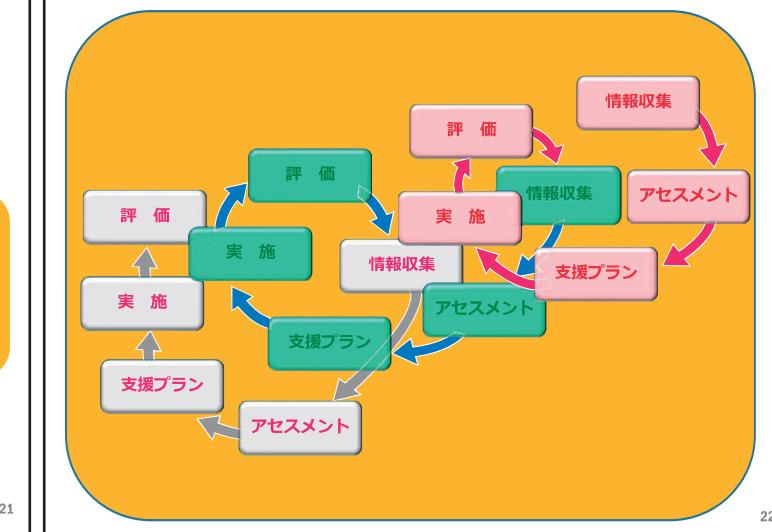
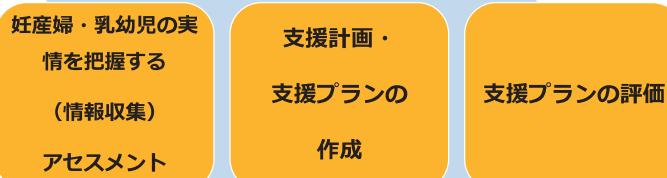
本日の内容

- 子育て世代包括支援センター設置の背景
- 子育て世代包括支援センターの理念と設置状況
- **子育て世代包括支援センターの業務**
- 支援プランの作成と評価
- 子育て世代包括支援センターの事業評価

19

20

子育て世代包括支援センターの業務 個々の利用者の状況に合わせた支援を行っていくために



21

22

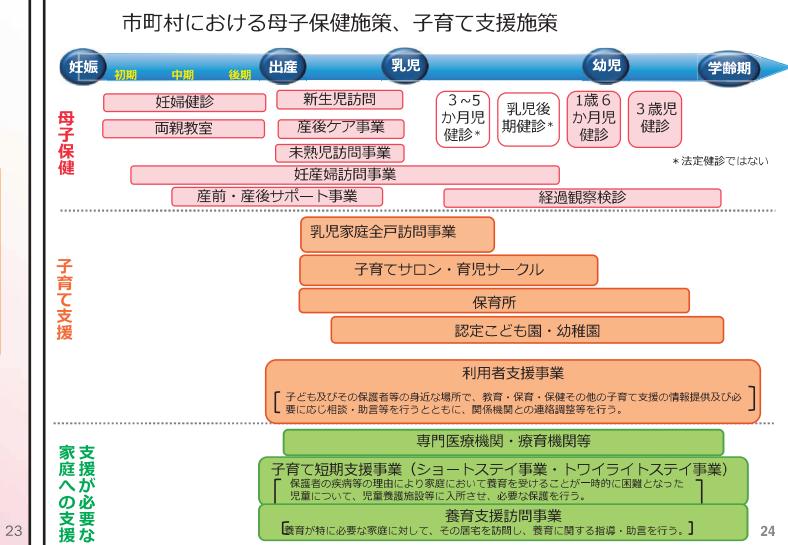
妊産婦・乳幼児の実情を把握する（情報収集）

〈地域の実情を把握する〉

- 地域における子育ての状況(人口、出生数、地域のつながり、子どもの行事など)
- 地域で行われている母子保健、子育て支援に関する事業の実態を把握する

〈利用者個々の実情を把握する〉

- 個々の利用者のライフステージの状況、発達的状況を把握する



23

24

個別の情報収集内容

(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, 2017)

妊産婦・保護者に関する情報

- 生年月日、年齢、居住地区
- 妊娠届出日、手帳交付日
- 婚姻状況
- 家族構成
- 本人及びパートナー・夫の就労状況
- 分娩予定日
- 出産（予定）機関
- 既往歴、出産歴
- 面談日、接触日
- 要支援の有無、支援理由、次回面談予定日等
- 担当保健師
- その他

乳幼児に関する情報

- 生年月日・年齢（月齢）
- 出生医療機関
- 出生時の状況
- 面談日等
- 要支援の有無、支援理由、次回面談等予定
- その他

●妊娠・出産・育児に関する相談、必要な支援：親を理解するために必要な情報収集

〈子育て世代包括支援センターで必要な情報収集内容〉

- 家族の生活史
- 親の生育歴
- 現在の生活上のストレス（親が困っていることを聞き出す）
- 子どもと親の愛着

〈母子保健の情報収集内容〉

- 子どもの健康生活（発育・発達、身体的状態、日常生活、医療・保健サービス）
- 家族（母親、父親、きょうだい、祖父母等）の健康生活
- 育児の状況

支援プランの策定：段階的支援とセルフプラン・支援プラン

(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, p33, 2017)

個別の状況に応じた情報提供

対象者イメージ：情報提供があれば、自身に必要なサービスの選定・利用が可能な段階。自身で各種サービスの「利用計画（セルフプラン）」が立てられる。

利用計画（セルフプラン）の作成支援

対象者イメージ：情報提供に加えて、専門職等の助言や支援があれば、必要なサービスの選定・利用ができる段階。センターによる助言・支援があれば「利用計画（セルフプラン）」が立てられる。

支援プランの策定

対象者イメージ：センターによるサービスの調整・利用支援や、サービスの提供や関係機関による密なモニタリングが必要な段階。関係機関による支援やモニタリングについても整理した「支援プラン」を策定。

27

26

本日の内容

- 子育て世代包括支援センター設置の背景
- 子育て世代包括支援センターの理念と設置状況
- 子育て世代包括支援センターの業務
- 支援プランの作成と評価
- 子育て世代包括支援センターの事業評価

支援センターでプラン作成時のポイント

支援プランが必要と考えられる例

(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン, 2017)

●妊産婦

- ・心身の不調や障がいなどで自分でプラン作成が難しい
- ・妊娠や育児への不安があり、サービス提供を通じてより密なかかわりが必要な場合
- ・転入者、里帰りなど地域とのかかわりが薄く、地域の社会資源の活用が難しい場合
- ・日本語を母語としない妊産婦
- ・身近に支援者がいない場合

●乳幼児

- ・児の成長・発達が気になる場合
- ・育児不安や育児負担が大きい場合
- ・他機関から支援要請がある場合

●配偶者・家族の問題

- ・精神疾患等を有している場合
- ・日本語を母語としない場合
- ・就業が不安定である場合

- 支援センターに相談にきてくれたことを尊重し、ほめ、感謝し、それを伝える

- 一緒にセルフプランを作成しながら関係づくりを行う

- 支援者の気がかりを伝え、支援プラン作成を提案する

- 支援プランを作成し、支援内容を支援者と利用者で共有する

29

30

関係づくりが難しい利用者への支援①

(上野、2003)

〈母親の受け入れにくさがある〉

《“しんどさ”を軽減する》
《“しんどさ”的本質を見極める
(問題の本質に対するアセスメント)》



《“しんどさ”に気持ちを寄せる》
《“しんどさ”があることに気づく》

〈母親の生活上の変化に着目する〉

関係づくりが難しい利用者への支援②

(スティール：虐待された子ども・明石書店)

- 親がどのような生育歴をもち現在に至っているのか
- 親は子どもの時、自分の親に共感性をもって対応してもらうことができたのか
- 親は被虐待歴があるのではないか

- 通常の支援方法では伝わらない
- 親に変化をもたらすのは、知識や技法の指導よりも**自分自身のために一生懸命になってくれる人の存在**そのものである
- 危機に対処する際の**協力的で思いやりのある援助が不可欠**。彼らが抱えている根本的なニーズを自覚し、そのニーズを軽視しないような援助
- 時間であり、注目であり、寛容であり、なによりも彼らに**人間として計り知れない価値があることを認める**こと

31

32

関係づくりが難しい利用者への支援③

- ◆ 親の健康状態を気遣う
- ◆ 母親自身の生活のしんどさ(生活で困っていること)を聞く、相談にする

- 子どものケアと一緒にする
- 母親の生活や育児がしやすくなるようにする(生活の安定を目指す)
- 子どもの発達(知識)や育児について具体的に教える
- 母親にあった育児方法について一緒に考える

支援がつながりにくい人への支援

- 妊婦、母親、家族のこれまでの(生育歴)の厳しさ、たいへんさ、しんどさを理解する
- 親が困っていることの相談にのる
- ひとつひとつ心配ごと、不安に丁寧に対応する
- できていること、できたことをきちんと言葉にして伝える
- それをほめる
- 繰り返し伝えていく
- 親が具体的にできることを社会資源を総動員して行う

33

34

支援プラン(例)		わたしの目標	記入日		
		出産予定日			
		妊娠初期(1~4ヶ月)	妊娠中期(5~7ヶ月)	妊娠後期(8~10ヶ月)	赤ちゃんが生まれたら
やっておくこと		<input type="checkbox"/> 妊娠健康診査を受け、自信の健康管理をする <input type="checkbox"/> おなかのなかの赤ちゃんの健やかな発育のため禁煙・禁酒する		<input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 健康保険加入 <input type="checkbox"/> 出産育児一時金 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 病院での1ヶ月健診受診	
働くママ		<input type="checkbox"/> 出産病院をきめる <input type="checkbox"/> 出産病室を受取る <input type="checkbox"/> ベビーカー用品を準備する <input type="checkbox"/> 入院時の準備物品を詰める <input type="checkbox"/> 緊急時や産前産後のサポートについて家族で話す <input type="checkbox"/> 障害が始まった時の病院への交通手段などを確認する <input type="checkbox"/> 地域の子育て支援センターーやファミサボなどサービスについて調べる			
上の子がいる		<input type="checkbox"/> 無理のない範囲で上の子との時間を多く取る <input type="checkbox"/> 上の子に母乳をあげている場合断乳について相談する <input type="checkbox"/> 体調不良時や出産時のサポート(上の子をみてくれる人など)体制を調整する <input type="checkbox"/> 一時保育などのサービスについて調べる		<input type="checkbox"/> 無理のない範囲で上の子との時間をもつ	
市事業		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 妊娠健康診査受診票 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業		<input type="checkbox"/> 乳児全戸訪問 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 乳幼児健診 <input type="checkbox"/> 子育て包括支援センターの利用 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 子育て支援センター	
和歌山県紀の川市 支援プラン参照				35	

支援プラン No. 1 (妊娠届出時・妊娠中)

(出産予定日: 令和3年1月1日)

<連絡先>機関名: 夢市子育て世代包括支援センター
TEL: 001-000-0000
面接者: 山田花子
地区担当保健師: 山田梅子

支援プラン作成の目的

妊娠・出産を安心して迎えて、赤ちゃんの子育ての心配も少なくなるよう、応援します。

担当者が心配しているところ: 1

- ・引っ越ししてきたばかりで相談できる人が少ない
- ・初めての出産
- ・パートナー、子どもと一緒に生活がまだイメージできない

あなたが困っていること・心配なこと: 3

- ・特に困っていることはなく、乗り切れると思う

担当者が目指したいこと: 2

- ・面接者や担当保健師に気軽に相談できる
- ・友達ができる
- ・出産や育児の準備ができる

あなたがこうなったらしいと思うこと: 4

- ・元気な赤ちゃんを産みたい

スケジュール

年月日/妊娠週数	セルフプラン	参加や利用する事業等	担当者からの連絡
令和3年5月 12-15週	<input type="checkbox"/> 医療機関受診(1/4W) <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/> 出産場所、出産方法を考える		
令和3年6月 16-19週	<input type="checkbox"/> 医療機関受診(1/4W) <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/>	子育て世代包括支援センターの利用	

36

令和3年6月 16-19週	■医療機関受診（1/4W） ■歯科健診 □□	括支援センターの利用	
令和3年7月 20-23週	■医療機関受診（1/4W） □歯科健診 □里帰り出産病院 ■両親教室		教室時に面談 利用できる事業の調整
令和3年8月 24-27週	■医療機関 □□		
令和3年9月 28-31週			
令和3年10月 32-35週	■出産 □里帰り ■産休		家庭訪問 利用できる事業の調整
令和3年11月 36-39週	■医療機関受診（1/1W） □□□		家庭訪問
令和3年12月 出産後～ 産後1ヶ月	■出生届 ■医療機関受診（産後2W・1M） □□	産後ケア事業利用	新生児訪問

支援プラン作成日：令和3年5月15日

あなたの氏名：山田花子

次回の約束：令和3年7月20日

担当者の氏名：山田梅子

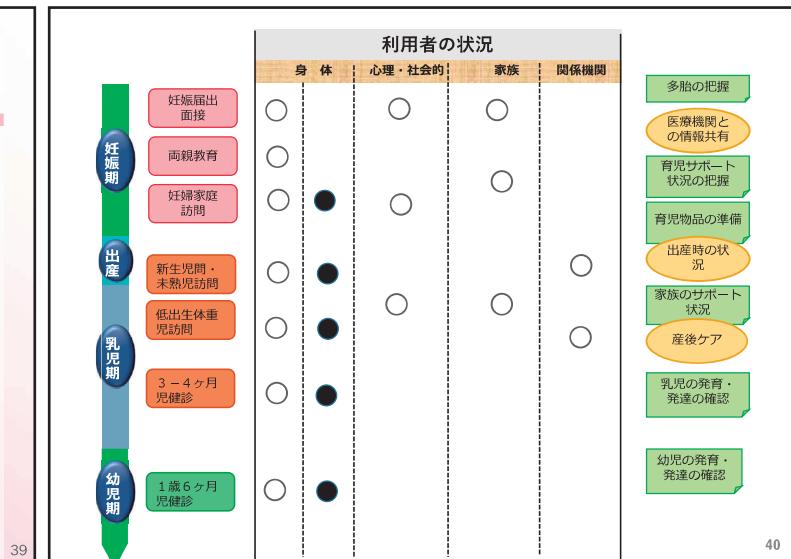
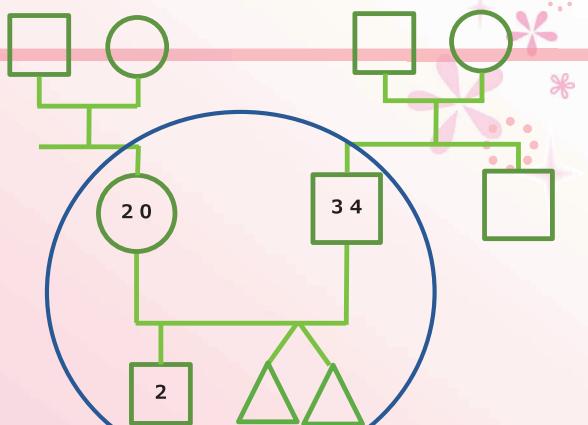
（厚生労働ための研究）（研科学生研究費補助金「子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた体制構築の実験者 佐藤拓代）

37



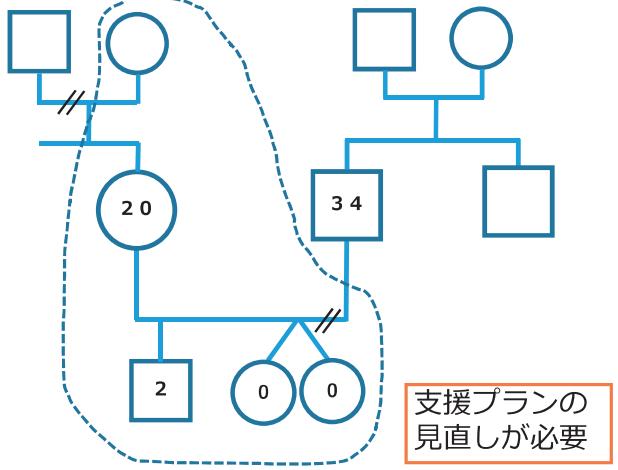
37

妊娠時のジェノグラム



39

4か月児健診時のジェノグラム



支援プランの評価方法の例

(子育て世代包括支援センター業務ガイドライン,p36,2017)

- 月1回開催するケース検討会等でプランの進行状況の確認、評価
- 支援対象者やその家族の状況の変化に応じて隨時プランの見直し等を行う
- 支援対象者や家族の状況やライフステージの変化に着目し、プランの見直しを行う
- 妊婦を対象とした支援の場合は、原則新生児訪問後に見直しを行う

41

42

本日の内容

- 子育て世代包括支援センター設置の背景
- 子育て世代包括支援センターの理念と設置状況
- 子育て世代包括支援センターの業務
- 支援プランの作成と評価
- **子育て世代包括支援センターの事業評価**

43

事業評価について

- 公衆衛生活動における評価

「住民が健康な生活を送ることができるよう
に、効果的で効率的な健康政策を推進するた
めに活用する技法のひとつ」

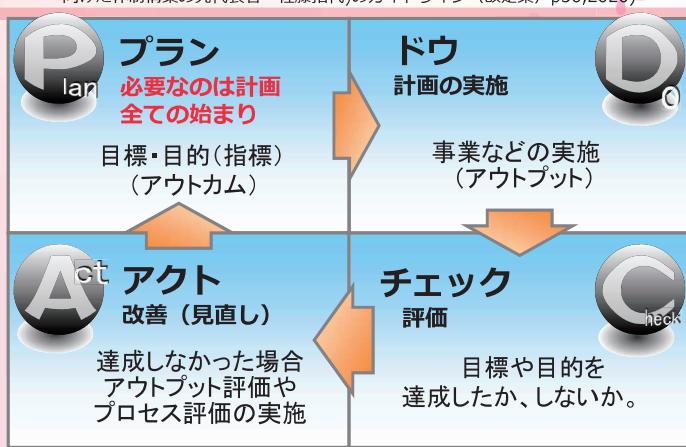
「科学的な情報を蓄積し、政策の決定に活用
し、健康に関連して課題が解決をはかりつづ
ける一連のプロセス」

山崎嘉久：子育て世代包括支援センターのPDCAに基づい
た事業評価のスライドより

44

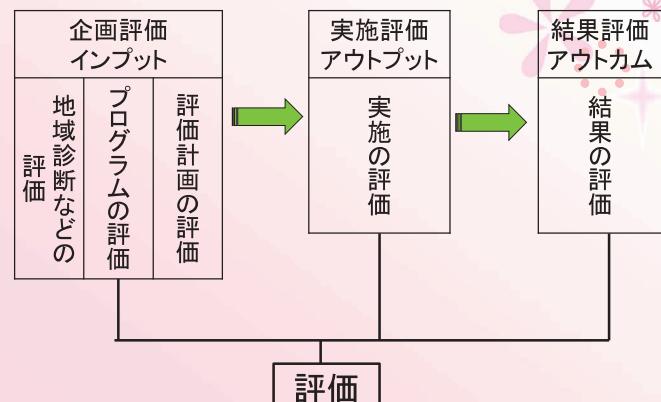
PDCAサイクルについて

(厚生労働ための研究) (研科研究費補助金「子育て世代包括支援センターの全国展開に
向けた体制構築の実代表者 佐藤拓代) のガイドライン (改定案) p36, 2020)



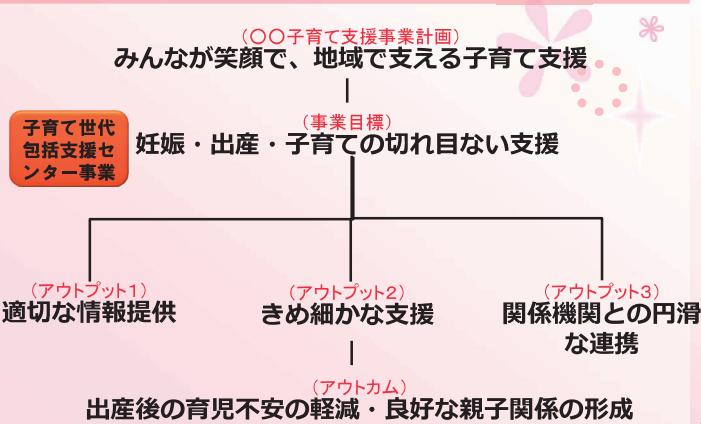
45

評価の3側面



46

○○子育て世代包括支援センター事業評価



47

○○子育て世代包括支援センターの評価

- 子育て世代包括支援センターにおいて個別
の状況にあわせた保健指導等を実施する
ことにより、出産後の育児不安の軽減や良
好な親子関係の発展が期待できる。

- 妊娠中から市の母子保健サービスに関する
情報を得ることにより、出産後の子育てに
おいて親が社会資源を有効に活用できるよ
うになる。

48

改めて重要な母子保健法の理念

第1条 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、**母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ**、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

母子保健は、子どもの育ちを守り、母親の育ちを守り、家族の育ちを守る

49